

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人教職員支援機構(法人番号8050005005214)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

教職員支援機構は、教職員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進するため、教職員に対する総合的な支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上を図ることを目的としている。教職員支援機構で役員報酬基準を検討するにあたっては、国家公務員の給与水準、本機構と同じく研修施設運営業務等を実施している独立行政法人のうち、以下の法人等を参考とした。

① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・・・平成28年度の法人の長の年間報酬額は16,789千円であり、理事については14,907千円である。監事(非常勤)については月額42千円である。

② 独立行政法人国立女性教育会館・・・平成28年度の法人の長の年間報酬額は13,959千円であり、理事については12,118千円である。監事(非常勤)については月額17千円である。

③ 独立行政法人国立青少年教育振興機構・・・平成28年度の法人の長の年間報酬額は18,142千円であり、理事については14,172千円である。監事(非常勤)については月額60千円である。

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の担当業務の実績に係る評価及び機構の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される給与のうち期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額は、役員給与規程に則り、本給(912,000円)に地域手当(145,920円)を加算して算出している。期末特別手当も、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成29年度には、給与法指定職の改訂に準拠した期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)(H29.12施行)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額は、役員給与規程に則り、本給(761,000円)に地域手当(121,760円)を加算して算出している。期末特別手当も、役員給与規程に則り、期末特別手当基準額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成29年度には、給与法指定職の改訂に準拠した期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)(H29.12施行)を実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、月額70,000としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	17,636	10,944	4,941	1,751 (地域手当)			※
A理事	15,376	9,132	4,123	1,461 (地域手当) 660 (通勤手当)			◇
C監事 (非常勤)	840	840		()			
D監事 (非常勤)	840	840		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

教職員支援機構では、理事長の報酬月額を指定職4号俸相当として定めているが、指定職4号俸が適用される教育関係機関の長は当法人と職務内容・職責が近い。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

教職員支援機構では、理事の報酬月額を指定職2号俸相当として定めている。当法人と人数規模が同規模である独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と同額であることを踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤監事を置いている文部科学省所管の独立行政法人の中で平均的な報酬水準となっている。また、業務の特殊性や責務等からすると報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

教職員支援機構の理事長は校長、教員、その他の学校教育関係職員に対する研修の実施等、法人全体の業務を総括する一方で、教育委員会や大学との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、関連する分野についての高度な専門性が求められる。また理事についても理事長をサポートして当該法人の業務を掌理する立場として、同様に高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、関連する分野についての専門性が求められる。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、当該法人の理事長及び理事の報酬水準は妥当であると考えられる。また、監事については、非常勤監事を置いている文部科学省所管の独立行政法人の中で平均的な報酬水準となっている。また、業務の特殊性や責務等からすると報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	該当者なし				
理事	該当者なし				
監事A (非常勤)	該当者なし				
監事B (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
理事	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

I 1②にある仕組みを継続して実施し、必要に応じて拡充を行うことを検討する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

教職員支援機構の給与水準を検討するにあたって、国家公務員の給与水準、本機構と同じく研修施設運営業務を実施している独立行政法人のうち、以下の法人等を参考とした。

- ① 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・・・平成28年度の事務・技術職員平均年間給与額は6,430千円(対象人員16人)である。
- ② 独立行政法人国立女性教育会館・・・平成28年度の事務・技術職員平均年間給与額は5,795千円(対象人員14人)である。
- ③ 独立行政法人国立青少年教育振興機構・・・平成28年度の事務・技術職員平均年間給与額は6,277千円(対象人員319人)である。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格、昇給の実施、及び勤勉手当の成績の決定を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

教職員支援機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。
 期末手当については、期末手当基準額に6月に支給する場合において、管理職は100分の102.5、管理職以外は100分の122.5、12月に支給する場合においては、管理職は100分の117.5、管理職以外は100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
 勤勉手当については、勤勉手当基準額に勤勉手当の支給実施基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

平成29年度では、一般職給与法に準拠し、次の改正を行った。

- ・俸給表を平均0.2%引き上げた。
- ・勤勉手当を年間0.1月分引き上げた。(12月支給分で実施。)

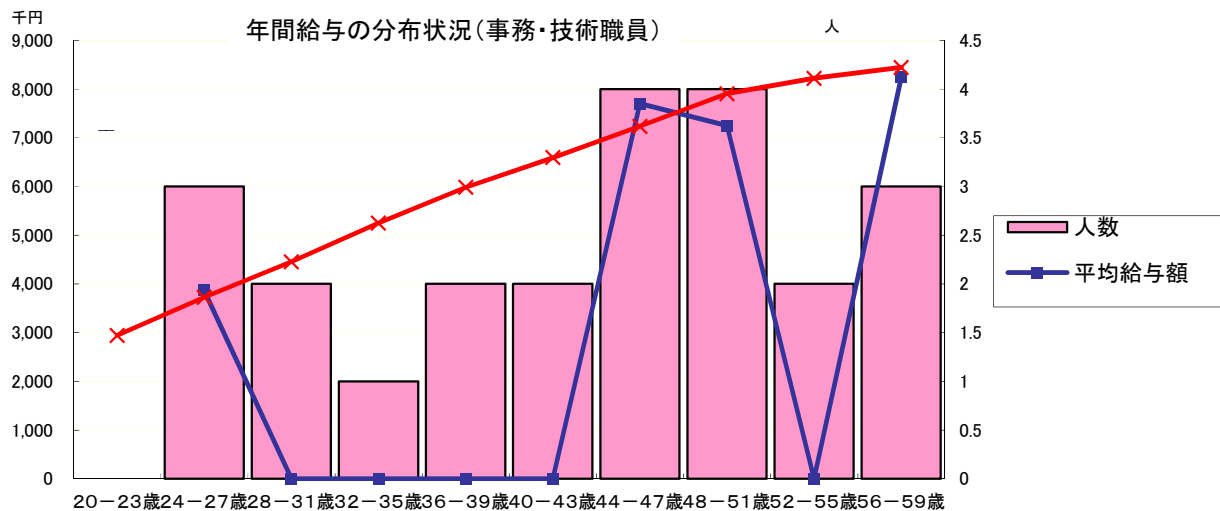
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	43.4	6,884	5,120	204	1,764
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	43.4	6,884	5,120	204	1,764
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	41.8	3,935	3,373	173	562
	事務・技術	人	千円	千円	千円	千円
	10	44.2	3,476	2,802	153	674
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	30	6,230	6,230	272	0

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 28-31歳、32-35歳、36-39歳、40-43歳及び52-55歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については表示していない。

注3: 4人以下のため、第1・第3四分位を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
部長	0	—	—	—
課長	3	46.8	8,740	10,080～7,928
チーフ・研修プロデューサー	1	—	—	—
研修プロデューサー	2	—	—	—
課長補佐	5	51.7	7,538	7,880～7,110
係長	4	47.3	6,521	6,946～5,893
主任	2	—	—	—
係員	6	28.8	4,129	4,630～3,731

注1: 部長、チーフ研修プロデューサー、研修プロデューサー、及び主任は2人以下のため、平均年齢以下を表示していない。

注2: 研修プロデューサーとは、研修等の実施に関し企画・立案を行う専門職である。

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		59.5	59.6	59.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		40.5	40.4	40.4
一般職員	最高～最低	%	%	%
		43.0～38.7	42.7～38.7	42.9～38.7
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.1	59.5	59.8
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		39.9	40.5	40.2
	最高～最低	%	%	%
		43.0～37.6	42.7～37.6	42.9～37.6

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 100.5 ・年齢・地域勘案 97.6 ・年齢・学歴勘案 100.6 ・年齢・地域・学歴勘案 96.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	教職員機構職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 当機構は常勤職員数に占める人事交流職員の割合が高く(45.9%)、また、給与水準公表対象職員が23名と少ないため、人事交流等による調査対象の変動が、その結果に大きく影響する。 当機構は茨城県つくば市(2級地)及び東京23区(1級地)に所在しており、全職員に地域手当が支給されていることから、地域手当非支給者も含まれる国家公務員の受給割合を上回っている。 当機構は職員宿舎を保有していないため、給与水準公表対象職員のうち住居手当を受給している職員の割合は国家公務員の割合を上回っている。 以上のことから、対国家公務員指数が上回ったものと考えている。 ○地域手当受給割合(2級地以上の職員の割合) 国 37.5% 機構 100% ○住居手当受給割合 国 22.6% 機構 39.1% ※ 国家公務員の割合は、平成29年国家公務員給与等実態調査の行政職俸給表(一)の適用を受ける者を対象として算出している。
給与水準の妥当性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.84% (国からの財政支出額1,314,825千円、支出予算の総額1,463,587千円:平成29年度予算) 【検証結果】 当法人の対国家公務員指数100.5は国家公務員の水準を若干上回るものであるものの、地域手当や住居手当の影響による理由に加え、当法人は比較的小規模な組織であることから人事交流等の影響により対国家公務員指数が上昇したことが挙げられる。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成28年度決算) 【検証結果】 該当なし (主務大臣の検証結果) 地域差及び地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額 179,200 円 年間給与 3,116,095 円
- 35歳(本部主任)
月額 266,900 円 年間給与 5,148,926 円
- 50歳(本部係長)
月額 342,700 円 年間給与 6,564,637 円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 6,500 円、子1人につき 10,000 円 を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

Ⅱ1②にある仕組みを継続して実施し、必要に応じて拡充を行うことを検討

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 339,373	千円 330,237
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 386
非常勤役職員等給与 (C)	千円 59,826	千円 94,810
福利厚生費 (D)	千円 57,659	千円 63,868
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 456,858	千円 489,301

注: 中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の前年度比較増の要因に関する比較分析
- ①「給与、報酬等支給総額」: 平成29年人事院勧告による本給表の増額改定、勤勉手当の支給率引上げ等を行ったが、人事異動等の影響により職員数が減少したため、前年度比 2.7%減。
 - ②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。
役員に関する講じた措置の概要: 退職手当支給率を10.875/100から10.4625/100に引き下げた。
職員に関する講じた措置の概要: 退職手当調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
 - ③「非常勤役職員等給与」: 職種の増設及び非常勤職員数の増加に伴い、平均賃金が引き上げられたため前年度比 58.5%増。
 - ④「福利厚生費」: 職員数の増加及び社会保険料等の引上げに伴い、前年度比 10.8%増
 - ⑤「最広義人件費」: 以上の要因等により、前年度比 7.1%の増となった。

Ⅳ その他

特になし。